

プレスリリース

平成16年11月25日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会
第6回産地・経営小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第6回産地・経営小委員会が開催されました。

記

- 1 日時 平成16年11月22日(月) 13:55～16:30
- 2 場所 日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
(東京都千代田区霞が関1-3-2)
- 3 出席者
委員等：別紙1のとおり
事務局：竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐(需給調整班)、緒方課長補佐(果樹生産班)等
- 4 配付資料：別紙2のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
(1) 主要果樹の生産動向等について

事務局から需給小委員会で議論している需給見通しについて、資料3「主要果樹の生産動向等について(需給小委員会資料11/11)」により報告を行った。

- (2) 果樹における持続的農業の今後の方向について

事務局から資料4「果樹における持続的農業の現状と今後の方向(案)」について説明を行った。委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

- ① 多面的機能
果樹園の多面的機能として、洪水や土壌浸食等の防止だけでなく、都市住民との交流や子供への教育、景観維持等の機能があるのではないかと。具体的には、果樹の特性を生かした取組みとして観光農園等も重要ではないかと。
- ② 鳥獣害対策
果樹産地の多くは山林近くに位置するため、他作目に比べて鳥獣害が多いことから、適切な対策が必要ではないかと。また、被害防止対策として、コスト負担の少ない取組み等を産地に情報提供することが必要ではないかと。また、動物が慣れてしまうため、被害防止対策等に併せて、鳥獣の生育環境を保全するため、森林や里山の保全等総合的な取組みが必要ではないかと。

(3) 果樹農業における産地・担い手対策の今後の方向について

事務局から資料5「果樹農業における産地・担い手対策の今後の方向(案)」について説明を行った。委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

① 担い手・産地

- ・ 担い手については、一定規模のある者を第一に考えるのは理解できるが、産地、特に中山間地域の活力を維持するためには、共同体の維持が不可欠であり、担い手の明確化とともに、担い手以外の農業者の役割の明確化も重要ではないか。
- ・ 担い手として一部の主業農家が頑張っても、周辺から荒廃園が拡がれば対応困難である。このため、担い手以外の農業者の役割について、産地を核として発展してきた果樹農業の歴史を踏まえた上で考えるべきではないか。
- ・ 担い手として、認定農業者を増やすことも必要であるが、産地には担い手予備軍の人達はいるが、認定されていないのが現状。背景として、関係機関の連携不足のほか、直販等に取り組んでいる活力ある農家等が農協から離れてしまっていることがあるのではないか。
そのため、計画における担い手の定義については、農協や農業委員会がしゃくし定規に設定しないよう、多様な生産者が取り込めるように工夫すべきではないか。

その他、委員から産地の定義について質問があり、事務局からは、基本的に選果場単位であるものの、一つの農協に複数の選果場がある場合、産地で計画を束ねるか分けるかについては、生産計画・販売戦略を踏まえ、検討願いたい旨回答した。

② 果樹産地構造改革計画（仮称）

- ・ 実効性ある計画にするためには、産地全体の合意に基づき、産地自らが自主的に打ち出すビジョンであることが必要である。また、多様な担い手が産地を構成しているため、地域の多様性に応じて柔軟に策定されるべきであり、計画策定だけでなく、その後の実行・評価を含めた適切な支援体制のあり方について検討すべきではないか。
- ・ 従来の計画策定では、一部の機関だけの参画で、十分連携が図られていなかったが、計画策定において重要となる土地利用の調整については、農業委員会がどう関与していくか配慮すべきではないか。また、農協についても農地保有合理化法人の資格を取り、農地の調整に取り組んでいくことが必要ではないか。
- ・ 活力ある果樹農業者には、おおよそ画一的に販売されている農協から離れ、直販や宅配便等で積極的に消費者と直接結びつく取り組みを行っている農業者が多く、そのような農業者も計画に取り込むべきである。仮に産地の中で、選果場単位(農協系統)と活力ある果樹農業者(農協系統外)に棲み分けた場合、片方にしか支援がいかないような仕組みにならないようにする必要がある。
(これに対し、事務局からは、計画の中で、農協系統外の農業者については、「同一の地域で共通する主産品目を生産する地縁的な集団」と整理しており、整理可能であれば、一部の重複する区域を対象に2つの計画が策定されることもあり得る旨回答した。)

(4) 果樹農業における経営支援対策等の今後の方向について

事務局より資料6「果樹農業における経営支援対策等の今後の方向(案)」について説明を行った。委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

- ① 経営支援対策の今後の方向として、①果樹産地構造改革計画(仮称)に基づいた取組みへの支援と、②現行の果樹経営安定対策を見直した上での継続に対し、②の必要性は認められるものの、予算が限定されている中では、経営改善のインセンティブとなる①の支援が必要不可欠ではないか。
- ② ②の果樹経営安定対策の見直しの方向として、担い手とそれ以外の農家を区分するのは、生産現場では困難ではないか。
- ③ 需給調整対策の一つである緊急出荷調整については、みかんやりんごを搾汁用として加工工場に仕向けても国産では赤字であり、特に自県内に工場がない場合は、輸送費も必要となるため、何らかの支援策が必要ではないか。

(5) 論点整理に向けた意見集約

夏に取りまとめた中間論点整理に対し、新たに追加すべき点等について委員からの意見は、以下のとおりであった。

果樹産地構造改革計画(仮称)の策定に当たっては、地域の合意形成に配慮すべきであり、担い手として産地の中核的な農家を設定し、産地として周辺の農家をどう取り込んでいくのが課題であり、そのためにも産地協議会の検討体制及び支援策が重要ではないか。

(6) まとめ

小委員長から、論点整理への意見反映については本日の議論を踏まえ事務局と相談したものを後日確認していただくこととし、具体的な反映については一任願いたいとの提案があり、了承された。

〔照会先〕
生産局果樹花き課
企画班 中村・宮嶋
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
電話03-3502-8111(内3622)
直通03-3501-3081